

議案第4号

令和7年5月22日

胆振海区漁業調整委員会会長 様

えりも以西栽培漁業振興推進協議会
会長 伊達市長 堀井 敬太



漁業調整委員会指示の発動要請について

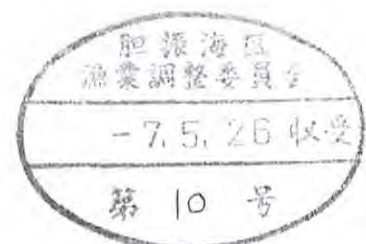
新緑の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、平成18年度よりマツカワの大量放流を実施し、これの保護に向けて漁業者のみならず遊漁者へもマツカワ資源保護対策を積極的にとり進めていただきたく、漁業調整委員会指示の発動をしていただいたところですが、期限切れとなることから再度継続していただきたく別紙のとおり要請いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局 伊達市経済環境部水産林務課水産林務係

Tel. 0142-82-3206 (直通)

0142-23-3331 (代表) 内線 752



要 請 書

漁業調整委員会指示の発動について

えりも以西栽培漁業振興推進協議会

要 請 書

えりも以西海域においては、平成18年度よりマツカワの大量放流が始まり、小型魚を保護する必要がありますので、実情ご賢察のうえ、漁業法第120条第1項の規定に基づく委員会指示の発動をお願い申し上げます。

令和7年5月22日

胆振海区漁業調整委員会
会長 伊藤 信孝 様

えりも以西栽培漁業振興推進協議会
会長 伊達市長 堀 井 敬 太



理 由 書

えりも以西海域は、漁業生産の低迷や就業者の高齢化など、漁業は厳しい状況に置かれています。

この地域で栽培漁業を定着させ、ひいては地域活性化を図りたいとする漁業者の共通した認識のもと、本協議会は、えりも以西太平洋海域におけるマツカワ等の種苗生産放流事業の円滑な推進を図り、マツカワ等栽培漁業の定着を促進させる組織として発足いたしました。

北海道によりマツカワ種苗生産・中間育成施設が整備され、当会の市町村、漁業協同組合は、その施設維持運営体制を整備し、平成18年度より当施設が本格稼働し、大量放流事業を実施しております。

この間、放流種苗の保護育成について協議会内で検討した結果、全長35センチメートル未満の小型魚を保護することとし、その具体的対応策として、共同漁業権行使規則にその旨盛り込み、また沖合漁業者とも協議して当海域全ての漁業者が参加した中で、同様趣旨を盛り込んだ資源管理協定を締結しているところであります。

この様に漁業者としては、可能な取組を実践しておりますが、大量放流し資源管理を確実に進めなければならない段階を迎え、遊漁も含めた全体の取組としての資源管理が必要との考えから、昨年度、貴海区漁業調整委員会において、漁業者、遊漁者が共に取り組める資源管理の体制として、委員会指示を発動して頂いております。

つきましては、委員会指示期間が期限切れとなることから、引き続き下記内容について必要な指示を発動して頂きたいようお願い申し上げます。

記

全長35センチメートル未満のマツカワは採捕しない。

採捕された場合は速やかに海中還元する。

胆振海区漁業調整委員会指示第 号（案）

まつかわ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

ただし、国若しくは地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）による独立行政法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）による地方独立行政法人若しくは学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又はこれらの機関の委託を受けた者が試験研究の用に供するために採捕する場合は、この限りでない。

令和7年 月 日（委員会での決定日）

胆振海区漁業調整委員会
会長 伊 藤 信 孝

1 指示海域

胆振総合振興局管内沖合海域

2 指示期間

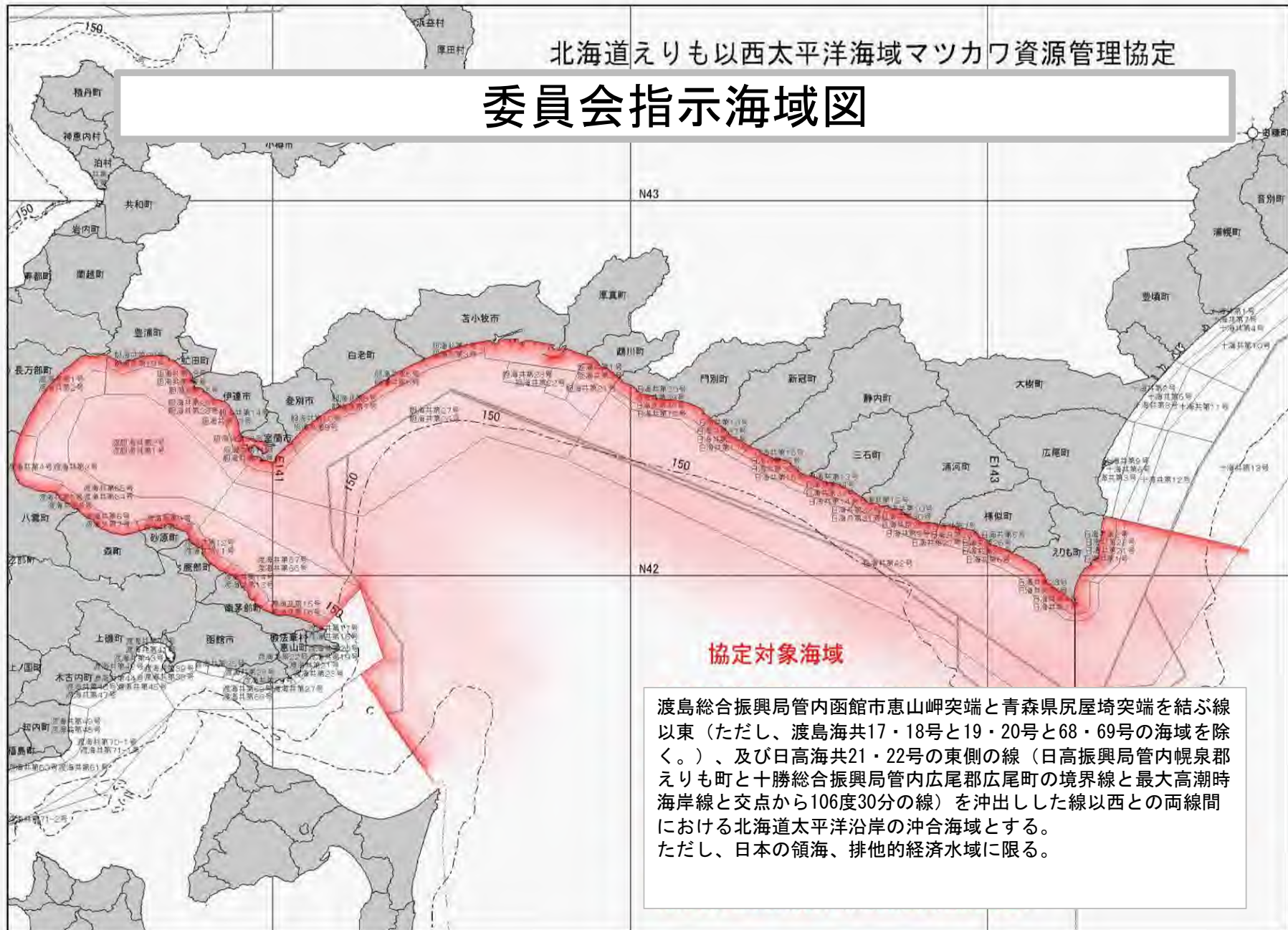
令和7年8月8日から令和8年8月7日まで

3 指示内容

全長35センチメートル未満のまつかわを採捕した場合は、速やかに海中に還元しなければならない。

北海道えりも以西太平洋海域マツカワ資源管理協定

委員会指示海域図



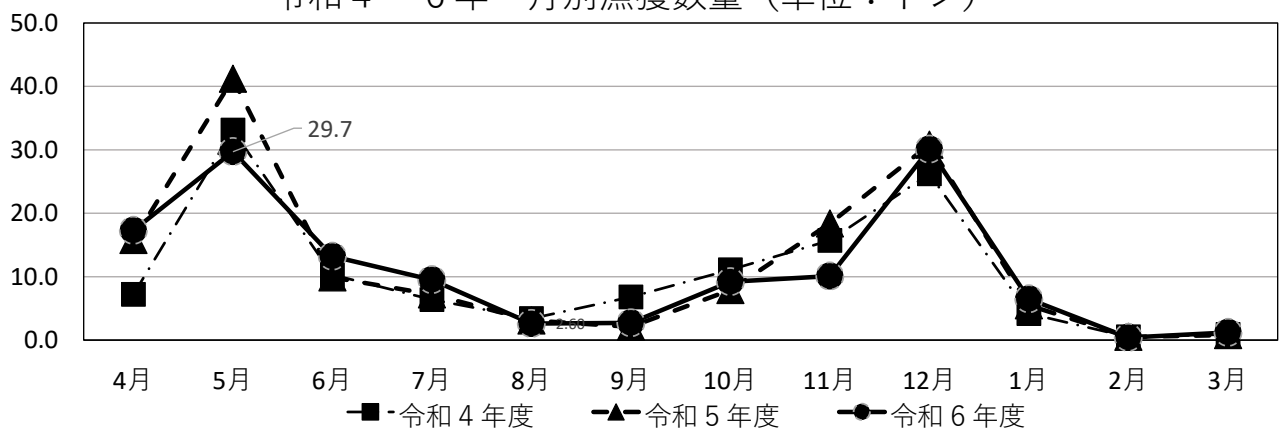
◎マツカワ漁獲速報前年同期比較（海域別）

資料4-3

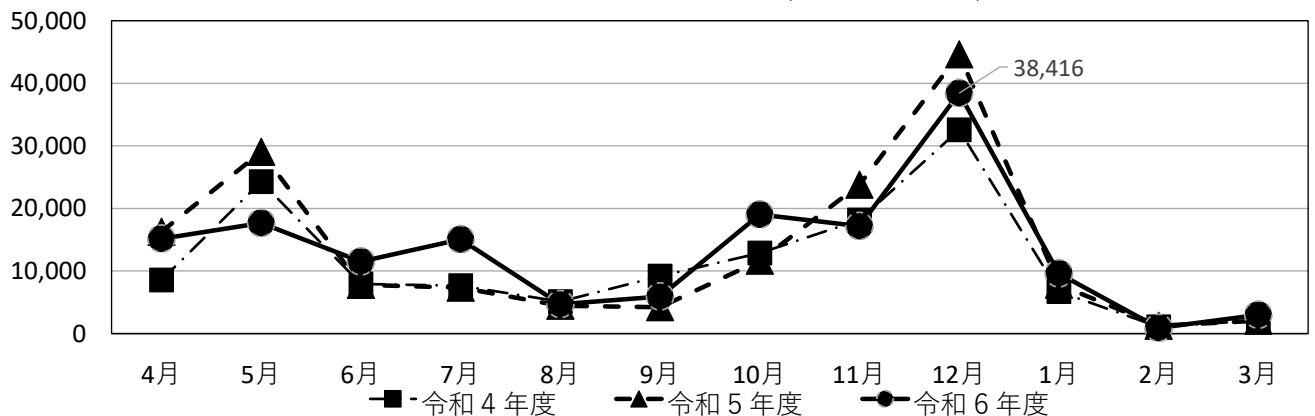
海域	数量(トン)			金額(円)			単価(円)		
	前年(A)	前月(B)	対比(B/A)	前年(C)	前月(D)	対比(D/C)	前年(E)	前月(F)	対比(F/E)
北太平洋	6,097	3,638	75%	8,215,311	5,251,248	60%	1,377	1,533	114%
北西太平洋	6,524	4,214	60%	11,479,621	9,307,420	70%	1,757	2,289	100%
北東太平洋	6,352	2,960	40%	12,932,226	10,015,059	70%	2,001	3,758	119%
北太平洋平均	61,322	29,844	87%	78,208,044	47,149,109	80%	1,229	1,207	100%
出 高	92,714	51,541	100%	82,308,512	95,400,869	115%	1,003	1,345	114%
合 計	148,100	132,638	95%	160,338,327	155,133,512	99%	1,120	1,192	106%

◎マツカワ月別漁獲状況（えりも以西太平洋海域）

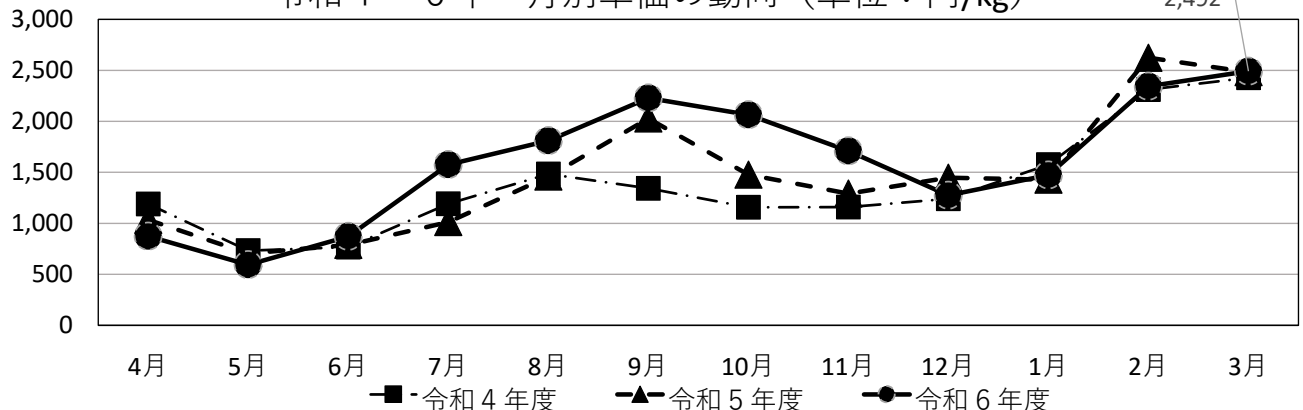
令和4～6年 月別漁獲数量（単位：トン）



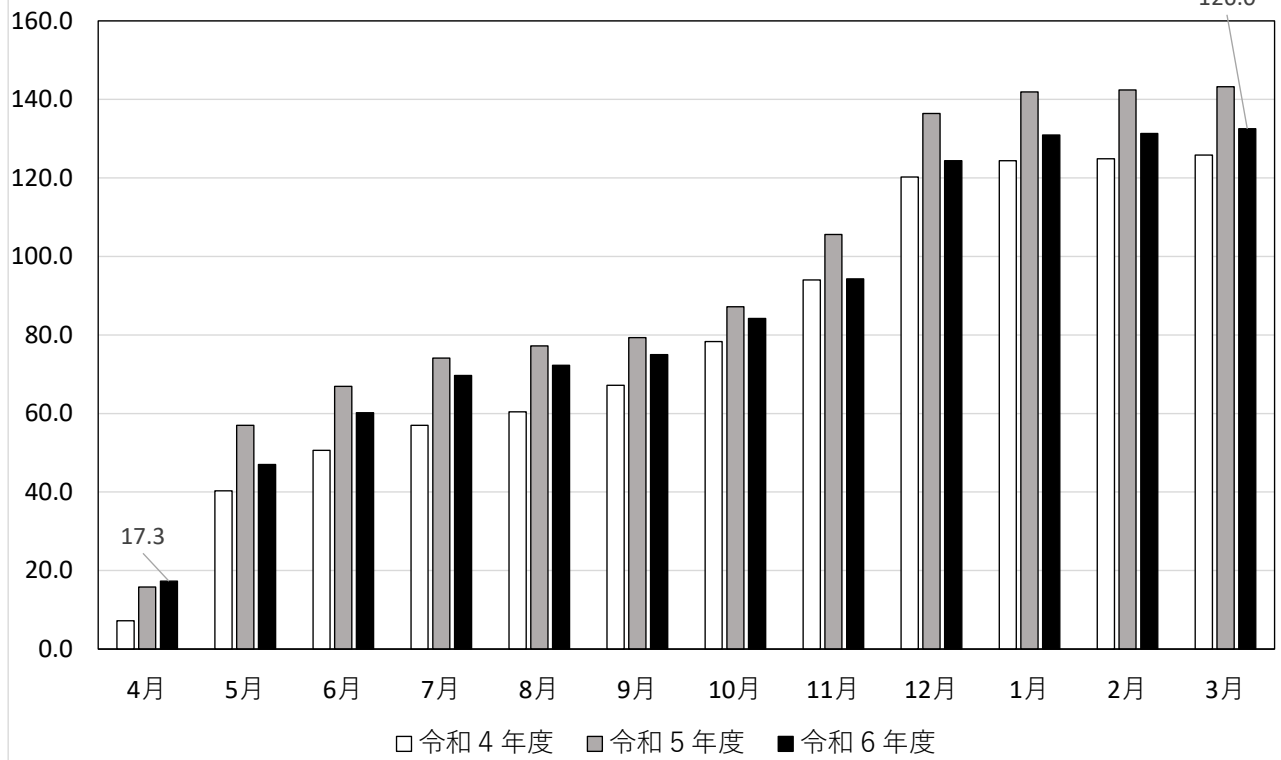
令和4～6年 月別漁獲金額（単位：千円）



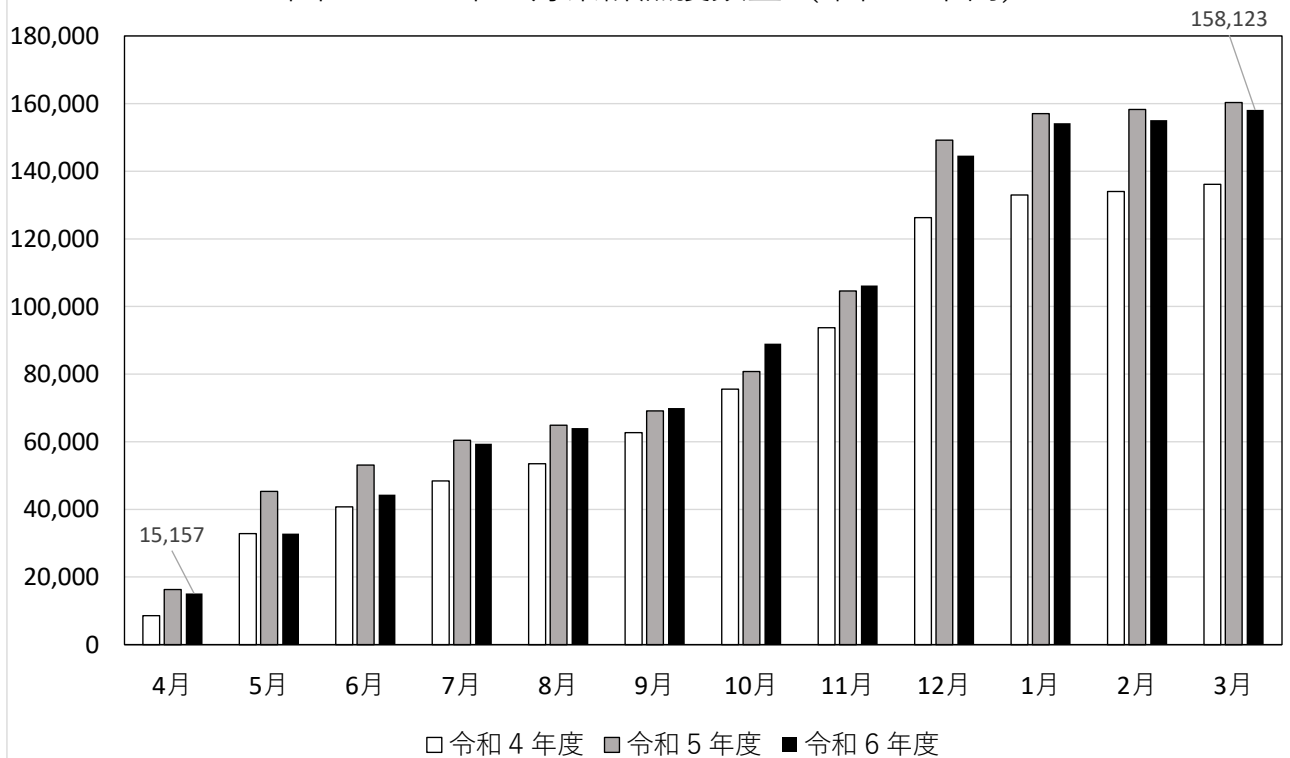
令和4～6年 月別単価の動向（単位：円/kg）



令和4～6年 月累計漁獲数量（単位：トン）



令和4～6年 月累計漁獲数量（単位：千円）



協議事項 1

胆 水 産 第 524 号

令和7年(2025年)5月16日

胆振海区漁業調整委員会会長 様

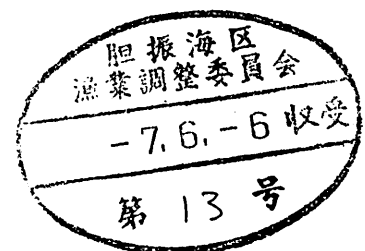
胆振総合振興局長

胆振海区における海区漁場計画案(素案)の作成について(協議)

当管内の鵠さけ定第4号定置漁業権については、令和6年12月31日をもって存続期間満了となりますが、鵠川漁業協同組合より別添のとおり引き続き同様の漁業権の設定要望がありました。

つきましては、海区漁場計画案(素案)作成にあたり、漁業調整上の支障の有無について貴職の意見を伺いたく協議します。

(産業振興部水産課漁業管理係)



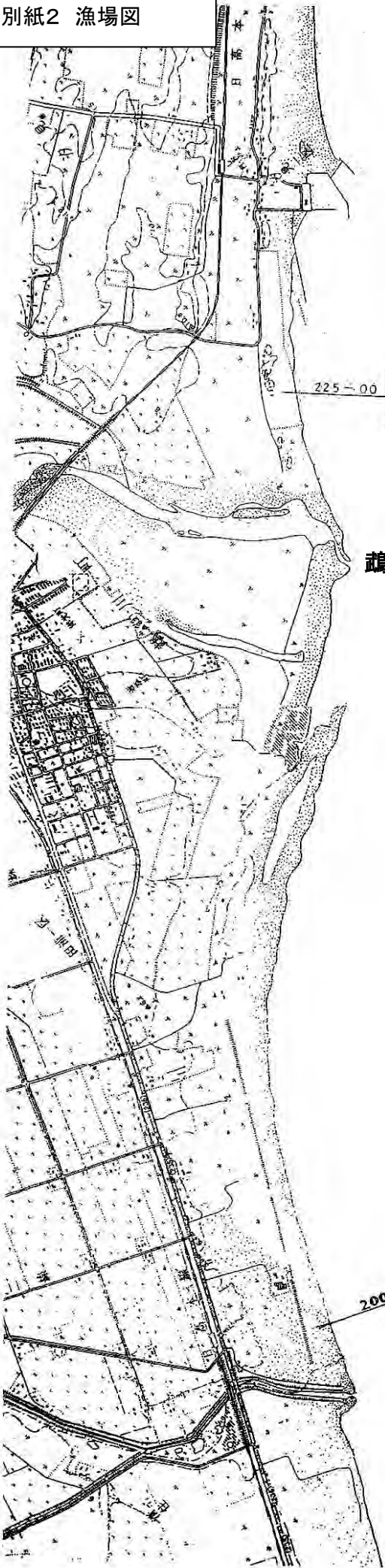
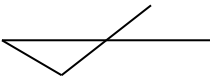
胆振海区における海区漁場計画案(素案)

1 漁業権に関する事項

漁場番号		ア 漁場の位置	イ 漁場の区域	ウ 漁業の種類(漁業の名称)及び漁業時期		エ 存続期間	オ 条件	カ その他漁業権の設定に関し必要な事項
(1)	鷗さけ定第〇号	勇払郡むかわ町地先	別紙のとおり	定置漁業 (さけ定置漁業)	8月1日から12月20日まで	令和8年1月1日 から 令和8年12月31日 まで	(1) 敷設する身網の数は、 1個でなければならない。 (2) 8月1日から8月31日の 間は、網を敷設してはな らない。 (3) 12月4日から12月20日 までの間は、漁獲しては ならない。 (4) さけ再生産用親魚に不 足が生じるおそれがある ときは、知事は当該親魚 の確保のために必要な 措置を指示することがあ る。	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名 称、条件)

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし



225-00

1450m
(850m)

鵜さけ定第2号

鵜川

200-25

1450m
(850m)

鵜さけ定第 号